

寄付後にお礼品を選べる新サービス 「さとふるのあとから選べるお礼品」を2024年4月17日より開始 ～交換対象お礼品数は約7万点、「お礼品交換チケット」を合算して高額お礼品と交換も可能に～

さとふるの納税ポータルサイト「さとふる」(<https://www.satofull.jp/>)を運営する株式会社さとふる(本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 CEO：藤井 宏明)は、寄付後に「お礼品交換チケット」を受け取り、寄付者の任意のタイミングでお礼品と交換できる新サービス「さとふるのあとから選べるお礼品」(<https://www.satofull.jp/atokara/>)を2024年4月17日より開始します。

■イメージ



サービス紹介ページ URL：<https://www.satofull.jp/static/atokara/instruction.php>

■「さとふるのあとから選べるお礼品」概要

「さとふるのあとから選べるお礼品」は、対象の自治体に寄付すると受け取ることができる「お礼品交換チケット」を、寄付した自治体が対象としているお礼品に交換できるサービスです。

サービス開始時点の導入自治体数は68自治体、交換対象お礼品点数は約70,000点です。

寄付者は専用サイトを通じて、自身の好きなタイミングで「お礼品交換チケット」をお礼品に交換できるため、お礼品の受け取り時期が重なって保管場所に困るということがなくなります。また、寄付受け付けの締め切り直前に急いでお礼品を選ぶ必要もありません。

さらに、数年にわたって同じ自治体へ寄付して受け取った「お礼品交換チケット」を合算して交換に使用できるため、1年分の控除上限額を超える寄付額のお礼品を受け取ることができるようになります。

株式会社さとふるは、今後も会員向けサービスの向上により、さらに多くの方々に継続的にさとふるの納税を活用してもらうことで地域を応援する人々を増やし、さらなる地域活性化を推進します。

※お礼品交換チケットの有効期限は自治体ごとに異なります。(最長10年)

※お礼品を交換できるのは、寄付先の自治体が提供するお礼品に限ります。また、これまでのように寄付時にお礼品を選ぶ場合と「さとふるのあとから選べるお礼品」の場合では、お礼品の掲載内容が異なることがあります。

■「さとふるのあとから選べるお礼品」利用の流れ



STEP1：寄付する対象自治体を選ぶ

対象自治体は「さとふるのあとから選べるお礼品」専用サイトの自治体一覧、もしくは「さとふる」サイトのカテゴリ選択から確認することが可能です。



STEP2：寄付してお礼品交換チケットを取得する

自治体を選んだら、「寄付してチケットを取得」ボタンを押下します。寄付する金額の「お礼品交換チケット」を選択したら、決済を行います。寄付後は通常のお礼品への寄付申込みと同様に、税の控除手続きが必要です。



STEP3: 「お礼品交換チケット」とお礼品を交換する

「お礼品交換チケット」の有効期限内に、交換するお礼品を選んで交換の申込みを行います。

同じ自治体に複数回寄付して「お礼品交換チケット」を積み立てることで、寄付額が高いお礼品と交換することも可能です。

※自治体の都合により、運用は変更される場合があります。

動画でわかる！「さとふるのあとから選べるお礼品」：<https://youtu.be/UR1fteB2Uko>

■株式会社さとふるについて

株式会社さとふるは、ふるさと納税（自治体への寄付）を通して地域活性化を推進しています。「ふるさとの元気を“フル”にする、ふるさとの魅力が“フル”に集まる ふるさと応援、ふるさと納税ポータルサイト」をコンセプトに、寄付者向けに「さとふる」で寄付先の自治体やお礼品の選定、寄付の申込み、寄付金の支払いなどができるサービスを提供しています。自治体向けには寄付の募集や申込み受け付け、寄付金の収納、お礼品の在庫管理や配送など、ふるさと納税の運営に必要な業務を一括代行するサービスを提供しています。また、ふるさと納税を活用した地域活性化の取り組みを掲載する、地域情報サイト「ふるさとこづち」(<https://www.satofull.jp/koduchi/>)を運営しています。

以上

- この報道発表資料に記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- この報道発表資料に記載されている内容、製品、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時時点のものです。これらの情報は予告なしに変更される場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

お客さまから…さとふるサポートセンター E-mail：ask@satofull.co.jp

Tel：0570-048-325 受付時間：午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）